

保全配慮地区の緑をみんなで守ろう！

保全配慮地区って何ですか？

保全配慮地区は、都市緑地法に基づく、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことです。法律による行為の制限などは生じませんが、様々な制度を適用して、緑地や生物多様性の保全に取り組んでいきます。



江川流域の湿地→

←原市ふるさとの緑の景観地



この地域には、河川や湿地などの水辺から河畔林、台地の斜面林など、**多様で豊かな自然が残されています**。地区内の土地所有者、市民や事業者の皆さんと協力して、緑豊かな自然の保全を進めていきたいと考えています。

保全配慮地区ってどこにあるの？

保全配慮地区は市内に2箇所あります。

- 西市境を流れる荒川と江川の流域の
「荒川・江川周辺保全配慮地区」
- 東市境を流れる原市沼川流域の
「原市沼周辺保全配慮地区」

保全配慮地区の位置と周辺の主な緑の拠点→



緑を守るためにできることはあるの？

- 良好な緑地を所有されている方は、保全にご協力ください。なお、500平方メートル以上の樹林地については、保存樹木の指定制度があります。
- 敷地内の在来種の樹木は、できる限り保全にご協力ください。なお、高さが10メートル以上などの一定基準を満たす樹木については、保存樹木の指定制度があります。
- 敷地内を緑化する際には、できるだけ多くの植栽をお願いします。植える植物については、できる限り在来種にして、侵略的外来種（裏面を参照）の使用は控えてください。
→植栽に適する樹木については、埼玉県の「生物多様性に配慮した緑化木選定基準」を参考にしてください（ホームページがあります）。
- 河川沿いに残された湿地には、水辺と陸域を生息域とする多様な生物がくらしています。貴重な湿地環境の保全に格別なご配慮をお願い致します。
- 地域の豊かな自然と生物多様性を守るために、緑地保全活動のボランティアにご参加ください（広報あげおなどに掲載されています）。



各制度のご相談は みどり公園課 048-775-8129 まで
地域の生物多様性を保全し、豊かな自然環境を次の世代に
引き継ぐために、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い
致します！！

侵略的外来種の使用にご注意ください！

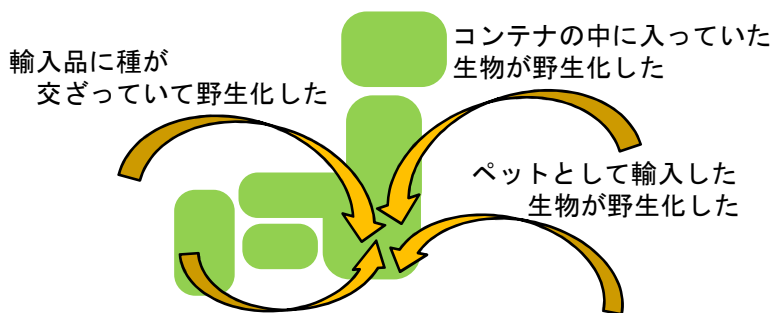
侵略的外来種ってなんですか？

- 地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある外来種のことです。
- 侵略的外来種には、外来生物法の特定外来生物ではない種類も含まれています。
- 環境省と農林水産省では、侵略的外来種を整理した「生態系被害防止外来種リスト」を作成しました。



庭木にもよく使われるシュロ（国内外来種）

そもそも外来種ってなんですか？



庭木として植えたら、周辺に種が拡散した

- もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。
- 国外由来だけではなく、例えば、九州にしか生息していなかった生物が本州に入った場合でも国内由来の外来種となります。

外来種は、日本の生物多様性を脅かす「4つの危機」のうちの1つです。



どんな植物が侵略的外来種なの？

多くの種類がありますが、主なものを示します。

- 樹木等：トウネズミモチ、シュロ類、ビワ、キウイフルーツなど
- 草花：ランタナ、キショウブ、ヒメイワダレソウ、栽培キク属など
- 水草：オオカナダモ（アナカリス）、ホテイアオイ、園芸スイレンなど

侵略的外来種であっても、手軽に購入することができる植物があります。

侵略的外来種の植物による生態系被害を教えてください！



上尾丸山公園で桜や柵に絡まったアレチウリ（特定外来生物）



芝川都市下水路に定着してしまったオオカナダモ

- 旺盛な繁殖力で在来種の生息・生育環境を奪います。
- 近縁の在来種の植物と交雑してしまい、地域本来の自然が失われます。
- 河川や水路の流れを阻害したり、花粉症を引き起こしたりします。



どうしても侵略的外来種を使わなければいけない場合は、ホームページ「侵略的外来種の使用自粛のお願い」を参考に、周辺に拡がらないように適切な管理をお願いします！
みんなで、外来種問題に取り組んでいきましょう。